

# 文化財保護の軌跡と文化財保護法

— 地域の視点から —

後 藤 宗 俊

## はじめに

一〇〇四年六月、「文化財保護法」が大幅に改正され、本年四月から施行されることとなつた。ここには新たに「重要文化的景觀」の制度が盛り込まれるなど注目すべき改正が含まれている。

文化財保護法は一九五〇年（昭和二十五）に制定された。その前年に法隆寺金堂の焼損という事件があり、その衝撃がこの法律の成立へのひとつの引き金になつたことは周知のとおりである。参議院での法案の審議において、提案理由説明に立った山本勇造（有三）参議院文部委員長は

「敗戦後文化国家という言葉が頻りに呼ばれております。その言葉 자체は誠に美しい言葉でございますが、現実には殆ど実体を伴つておらないところの空しい言葉に終わつております。（略）我々の遠い祖先が作り上げたところの古い文化財ですらも放任しておいて、どこに文化国家の面目がございましょう。」

と訴えた。かくて制定された文化財保護法は、旧法の「国宝保存法」の理念を残したところもあって、文化財を「モノ」「点」としてとらえる視点がなお濃厚に見える。成立当初の法律では、埋蔵文化財が第三章の〔有形文化財〕のところに入つ

でいることも、そのひとつの一例証であろう。当時の考古学の有り様からすれば、埋蔵文化財とは基本的には採集されたり、相伝された土器や石器のことと指していたのである。このように法の内容には、時代の制約を強く感じるものではあるが、それはそれとして、そこには太平洋戦争の戦禍の残る社会の中でも、まさにそのような時代であるからこそ、「文化遺産」などという強い使命感が息づいていることは確かである。ほかならぬ五〇年の時点でのこの法律が制定されたことの第一義的な意義は、このことにつきるかも知れない。

その後一九六〇年代になって、日本の社会がいわゆる高度経済成長に突入すると並行して、文化財保護にかかる問題も大きな試練を迎えることになる。そうした中で一九七五年（昭和五〇）に同法の大改定が行われた。今回の改定はそれ以来およそ三十年ぶりの改定である。してみれば同法は、およそ四半世紀ごとに大きな改定があったことになる。それぞれの改定は、戦後の日本の文化と文化財保護の歴史にかかわる大きな画期に対応しているようと思われる。筆者は、このうち七〇年代以降の三十年あまりの間、大分県という一地方において、文化と文化財のこととかわることを職としてきた。それは、言つてみれば〔法〕の趣旨と規定について、地域の最前線で、その運用にかかわったということでもある。以下、こうした立場をふまえて、同法がその後辿った歴史を視野におきつつ、我が国における戦後の文化・文化財保護の軌跡を、主として「地域」の視点から俯瞰してみたい。その上で「文化的景観」導入に象徴される、今日の文化財保護の現状と課題について述べてみたい。記述をすすめるにあたり、作業仮説として、今日にいたる文化財保護の歴史を、大きく三つの画期に区切って述べることとする。

## 第一の画期・一九六〇～七〇年代

六〇年安保の終焉のときに：第一の画期は一九六〇年代から七〇年代、いわゆる「高度経済成長」のはじまりと発展の時代である。それはいわゆる「六〇年安保」の終焉とともにはじまった。岸信介内閣総辞職の後を受けた池田勇人内閣の所得倍増

政策（一九六〇）の提起、一九六二年の「全国総合開発計画」、そして東京オリンピック（一九六四）等がその画期となつた。大分市が新産業都市に指定されたのは六四年であった。それから七〇年代にかけて、日本の社会はその基層からかつてない変容をとげた。この時代、多くの青年たちが京浜、阪神等の各地の工業地帯で就業した。彼らの労働の成果としての重化学工業の産物は、各地の「町」に「資材」として還流しその景観を一変させた。アスファルト舗装道路、コンクリートモルタルの壁、コンクリートブロック塀、アルミサッシ等々、今日の地方都市の町並みの景観を構成する要素のほとんどすべてが、この時代にはじまる産品なのである。もちろん変容したのは「景観」だけではない。それは、地域のコミュニティや基底となる「家」や家族の制度をも根底から変えた。

高度経済成長の時代が招來した急激な社会の変容の中で、地域における文化や技術の継承のあり方も根底からの変化を余儀なくされた。いま、各地に残る古い「民家」を解体修理などすると、多くの場合、その家屋が辿った修理・改築の履歴を把握することができる。そこでは棟札などの記録資料の有無にかかわりなく、個々の建築部材そのものに、その再利用と更新の履歴が表出しているからである。少なくとも高度経済成長以前では、国家的レベルでのどのような変化と発展の中であっても、人々の日常の暮らしの根底では、技術と精神文化の両面で、幾世代にもわたる継承が果たされ、結果として、個々の「家」や「町並み」のレベルでの、ある種のアイデンティティの持続を可能としていた。しかし高度経済成長下の「家」の建て替えでは、こうした継承の歴史をまるごと重機で一気に解体し、その部材を廃材として運び去るのである。

農山村の変化はさらに大きかった。その第一の変化は、一九六三年にはじまり一九七〇年代に入つて特に大規模に進められた圃場整備事業であった。この事業は零細な耕地の大規模化を目指したもので、それはある意味では高度経済成長型の開発の農村版といえるものであったが、忘れてならないのは、この事業は対象地の灌漑体系の根本的な改変をともなつていたことである。結果として圃場整備事業は、用水の配りを軸にして、これまで継承されてきた村落レベルの共同性の仕組みそのものを変えた。そしてそのことが農村のコミュニティの根底からの変容をもたらした。

農村における第二の変化は急速な人口流出にともなう過疎化の進行である。これに相次ぐ減反政策が加わって、各地で水田の放棄が進んだ。特に「棚田」に象徴されるような、細密とさえいえる耕地の積み上げに抱つて成り立つ山村の変容は深刻な問題となつた。日本の農民は、有史以来、戦災や天災などによる致命的な混乱と崩壊でもない限り、永年継承してきた田畠を自ら放棄するということは決してなかつた。ここで起つた状況は、要するに、しっかりと耕作すれば豊かな稻の実りが約束されている田畠を、なすすべなく捨てなければならないという、歴史上かつてない状況であつた。

筆者は、六十年代まで県内の高等学校で歴史と地理を教えていたが、そのころの教科書には、日本の農村風景として、決まつたように水田のある風景が掲載されていた。私たちは、それは日本の社会において、半ば超歴史的な意味をもつ「原風景」だと思っていた。しかし必ずしもそうではなく、この原風景なるものも、実は一定の歴史的な起承転結があつて、今一部でその歴史的役割を終えつつあると感じたものであつた。

空前の高度経済成長の時代、それは町を変え村を変え、地域社会、コミュニティを壊し、家族まで根本的に変えた。人々の日常の暮らし、町並みや集落、家や家族の歴史というような位相でいえば、この一九六〇年代以来のいわゆる高度経済成長の時代こそ、歴史上最も大きな変容の時であつたにちがいない。してみれば、この経済成長による洗礼なり破壊を受けなかつたもの、それを潜り抜けて今日に継承されているもの、それらをすべて「文化財」と規定してもいいのではないか。私は、大学の文化財学科の講義等の場で、次世代を担う若者たちに、くりかえしそのように指摘している。

列島開発の波の中で：この高度経済成長の時代は一九七〇年代に頂点に達する。特に田中角栄内閣の列島改造政策の中で、すさまじい開発の波が押し寄せた。一九七〇～七五年の山陽新幹線工事、高速道路建設、高層マンションの乱立、これらに共通する巨大な鉄筋コンクリート構造物は、この時代を象徴する記念物といえる。

こうした中、吹き荒れる開発の嵐の中で、開発にかかる遺跡の保存ということが大きな問題として浮上し、全国的に埋蔵文

化財行政の整備強化が進められた。大分県教育厅に文化室が発足したのはまさにこの時、一九七一年（昭和四十六）であった。私は、それまで一〇年間勤めた高校の教壇を離れ、当時大分県でははじめての埋蔵文化財担当専門職（主任）として赴任した。このころ全国的に強化された埋蔵文化財調査・保護体制は、当然のことながら高度経済成長の下の、諸開発の手続きの一つとしての位置づけを本質的にもっていた。文化財保護法では、五七条以下の埋蔵文化財条項は、他の有形文化財や史跡名勝天然記念物などの条項と違い、実質的には△開発行為にあたっての（埋蔵）文化財の取扱いに関する法律△というべき規定になっていることともそのことと関連していよう。

当時、埋蔵文化財の関係者たちは、上記のような所与の条件をむしろ活動のバネにして、埋蔵文化財行政のレベルを高め強くして行つた。この間、関係学会や保護運動の前線からは、常に「開発の手先」とか「露払い」という批判が浴びせられた。多くの埋蔵文化財担当者たちは、そうした批判をそれとして甘受しつつ、「開発」行政が避けて通れない保護機構として、行政組織の中にしっかりとその「場」を占めて行つたのである。そしてそのことが、行政一般の中での文化財行政全体の底上げをもたらしたといえるはずである。

しかし、いずれにしてもわが国の埋蔵文化財行政が、この未曾有の右肩上がりの経済成長という潮流の中で、スタートしたということは否定できない現実であった。思えばこの時代、開発関係の部局の担当者たちには自信が漲っていた。彼らはひどく自分たちが今歴史を作っているというような使命感をもっていた。であればあるほど文化財にかかる者の危機感は一層たかまる。その危機感こそが初期の埋蔵文化財行政の推進力になったのである。

こうした中で一九七五年の「文化財保護法」の大幅な改正が行なわれた。この改正は、述べたような時代状況の中で、積み上げられつつあった全国の自治体の文化財行政の実績と、そこで差し迫つていた様々な課題への対応を織り込んだものであつた。改正にあたつての参議院文教委員会の附帯決議（文化財保護法の一部を改正する法律案に対する付帯決議——一九七五・六・一七）には「今日の社会的経済的条件の激しい変化の中で、文化及び自然の遺産は、破壊の危険にさらされている。（中略）本

改正は当面の緊急課題に対処するものであり、云々とある。このときの改正は、まさに「緊急の対処」なのであった。この改正のなかで、開発事業にかかる埋蔵文化財の保護制度が大幅に改善され、地方自治体の埋蔵文化財担当専門職員の配置が、さらに飛躍的にすすむこととなつたのも当然の帰結といえる。

このときの法改正にはもうひとつ画期的な改正があつた。ここで同法が従来の史跡名勝天然記念物の枠組みをこえて、「面」としての文化財の保護に、さらに一步踏み込んだということである。いわゆる「重要伝統的建造物群制度」がその象徴である。環境を含めた文化遺産の保護ということでは、一九七〇年前後からはじまつた「風土記の丘」の構想もわすれてはなるまい。いうまでもなく、これらの改革や事業も、急速にすすむ開発への強い危機感に根ざしていた。いわゆる高度経済成長の只中にあって、「開発」の波に対抗する歴史的景観の「面」としての保護。もとより、そこに、これらの文化遺産を、現代の地域づくりに生かそうとする創造的志向も織り込まれていたにちがいないが、基本的に、それは高度経済成長期の「開発」への〈守り〉の精神をふまえたものであったことは記憶しておかねばならない。

## 第二の一画期・一九八〇年代～九〇年代前半

「文化の時代」がいわれはじめた：わが国の文化と文化遺産保護の歴史には、一九八〇年代後半ごろから、またひとつの変化が見られた。このころになると高度経済成長のひずみがいわれ、その中で疎外された人間性の回復がいわれるようになつた。

そうした中、大分県では一九八五年（昭和六〇）、平松県政は「文化創造元年」を提唱しそのビジョンづくりのため「二一世紀豊の国文化創造懇話会」が設置された。懇話会は二つの部会で組織され、第一部会は知事部局が、第二部会は教育委員会（文化課）が所管した。ここで第一部会の設置は、いうところの「文化行政」の問題が、知事部局の明確な本務と意識された最初の出来事といえる。当時、私は事務局として第一部会のとりまとめを担当した。懇話会は、府内だけでなく県内の各地に出向きながら論議をかさね、翌八六年に文化行政についての提言を行なつた。八八年には、この提言を受けて「豊の国文化創

造県民会議」が発足し、先のビジョンの内容の実現にむけた提言をとりまとめた。ここで大分市のオアシス広場21とか、新県立図書館とかの構想が提起されていた。そしてそうした文化の時代招来のスプリングボードとして「国民文化祭」招致も提起された。これらはいずれも一〇年を経ず実現しているから、そこに当時の経済状況のとどまることを知らない勢いを見ることが出来るようである。

今思えば、このころ文化行政の現場で「ビジョン」とか「長期計画」などを書くときには、その冒頭には決まり文句といつてもいい言葉が並んだ。「教育おおいた」（平成元年）の「文化行政」の項の次の二節は、このころの潮流を象徴しているようである。

「近年の経済生活や教育水準の向上に伴い、人々の価値理念は「経済的有効性」から「人間的価値の追求」へと大きく変化しつつある。物質的豊かさを求めて、長い道のりを歩いてきた人びとが、その一定の成果の上に立って、さらに「本当の豊かさとは何か」と問い合わせはじめているのである。」

当時、平松知事は「物も豊か心も豊かな豊の国づくり」ということを提唱していた。この言葉は、まさにこの時期を象徴する言葉といえよう。それは「物」よりも「心」というのでは決してなく、要するに「物も心も」ということであった。

こうした状況の中で一九八七年には、開発に対する大幅な規制緩和等の措置を含む「総合保養地域整備法（リゾート法）」が制定された。各企業や自治体は競って美しい自然を開発しリゾート施設をつくり、各地に大型テーマパークが出現した。九州では一九八八年にシーガイア（宮崎県）、一九八九年にハウステンボス（長崎県）等が建設された。これに呼応するように一九九〇年代のはじめごろにかけて、地方の自治体や文化団体等の間で、しきりに文化の時代がいわれ、多くの「文化」的施設が整備された。がなされ「文化」的施設が整備された。

右肩上がりの幻想の中で：しかし今、あらためて振り返って見ると、この八〇年代後半から九〇年代はじめごろの「文化の

時代」の施策や事業の多くは、そこに物質優先の風潮への反省ということが求められてはいたにしても、根底のところには経済の永遠の右肩あがりの論理が生きていたといわざるをえない。周知のように、自治体や企業が何らかの公的施設を作ろうとするときには、例えば道路でいえば予想される車の数、レジャー施設では観光客の数とかを算定して、これによつて、その規模や収容予定員数等を決めるものである。このころは、こうした積算基礎となる数字が、ほとんど例外なく十年、二十年の将来にむけて右肩上がりになつてゐた。差異があるとすれば、その登り勾配の角度が何度になるかというだけの違いであつた。それは文化施設の構想においても然りであった。要する文化をいい文化遺産をいう我々自身が、経済の右肩上がりの論理の中に、すっぽりととりこまれていたという感は否めないのである。

この経済の右肩あがりの論理は、当然のことながら多くの「幻想」をともなつてゐた。当時施工されたリゾート開発自体、空前のものであつたが、それは当時「構想」され「企画」された開発計画の全体から見れば氷山の一角だつたかもしれない。結局は実現されることなく、経済の後退とともに文字通りバブルとして飛散した計画の総量は膨大なものであつた。当時私在籍した県文化課のデスクにも、實にさまざまな事前協議があつた。ゴルフ場ひとつとっても、久住高原での九八ホールの計画など、県下各地に数え切れないほどの計画が浮上していた。国東半島などでは海岸のリゾートや別荘の計画が相次いで、計画だけでいえば半島の海岸は、すべてそうした施設で占められるのではないかと思われるほどであつた。

こうした動向の中で、文化や文化財にかかる遺跡や史跡でも、「開発的」な整備計画がいくつも俎上にのぼつてゐた。ある山岳寺院に付設されたキャンプ場にはスケートリンク、磨崖仏の前のゲートボール場、よく知られた古城跡のリフト計画等がそれである。大分市の高崎山で計画された山頂までの園路は、事実上車の登れる道として設計されていた。こうした協議の場で自治体の担当者がきまつて口にしたのは、これらの事業のために用意された潤沢な補助金の存在であつた。

文化をいい文化財保護をいう我々自身が、高度経済成長の論理と恩恵の只中にいたという認識。こうした認識は、当時行政としつかり距離を置きつつ環境問題や文化財の保護運動にかかわってきた人達からすれば、ちょっと違うよということになる

かも知れない。彼らはもつと原理的なところで「開発」と対決し「環境」や「文化遺産」の保護を訴え続けたというかもしれない。しかし、そうした人たちもまた、ある意味で、右肩上がりの高度成長経済というものは続いて行く、それに対しても我々は何をしなければならないか。そういう危機感の中で自らの位置取りをしていたのではないかと思う。開発行政に対する態度は漠然と今後も続いて行くと意識されていて、それに対して自分の位置取りを決めて行くということがあつたようだ。

### 第三の画期・一九九〇年代後半から二十一世紀へ

高度経済成長の翳りとともに：しかし、一九九〇年代の後半から、わが国の社会の歯車はまた大きく回った。高度経済成長の勢いに陰りが生じ、経済の永遠の右肩上がりの幻想の根底が揺らぎ始めた。こうした中で、新幹線コンクリート崩落事故に象徴されるように、高度経済成長の象徴たるコンクリート構造物が、将来巨大な負の遺産となつて残る兆候もあらわれはじめた。

こうした状況の中、大分県政は来るべき二十一世紀にむけて「文化立県」をかけた。そのビジョンづくりのため九七年（平成九）九月、「文化立県21ビジョン策定懇話会」が設置された。懇話会は発足以来、文化立県に向けた理念と具体的提言などについて幅広く議論した。そして九八（平成一〇）九月、文化立県実現のための理念を中間報告としてまとめた。その提言をふまえ、折から開催されていた国民文化祭のファイナーレの会場で「文化立県宣言」が行なわれた。

私は、十年前の「豊の国文化創造懇話会」の時は事務局の担当としてかかわったが、今回は行政の外部の人間としてこの懇話会に加わった。いざ、このビジョンづくりにかかわってみると、懇話会をとりまく状況は、かつての懇話会のころとは様相が一変していた。私たちは、この委員会の仕事の中で、それこそ一〇年ぶりに大分県の土木や農政部局の幹部たちと対話する

機会を得たが、そういう人達もかつてとは様子が違っていた。特に農水関係部局の担当者たちは、いちように時代の変化を強く認識していた。これまですすめてきた翻訳整備の論理だけでは日本の農業は救えない、そういう思いを強くしているようであつた。さすがに道路関係部局の担当者たちは、九州横断自動車道から東九州縦貫道建設へという強い意欲をにじませていたが、それでも、その後さら県内を縦横の自動車道で結ぶというような、かつてのあの強い思いはないようであった。今、道をつくるとすれば、本当に必要なものは、これ以上の高速道路ではなくて、例えばアーチティとかいうことにかかる、生活環境整備に必要な「道」ではないか。しかしそれでは政治や行政のスローガンとしてインパクトが足りない。そういう悩みをいう担当者もいた。

「文化立県への提言」：そうした中での文化立県のビジョンである。根本的な発想の転換が必要なのは明らかであった。年前の懇話会の委員でもあつた豊田寛三委員や狭間久委員らも同じ思いであった。懇話会は起草委員会、幹事会をふくめ延べ四〇回にわたる議論を行ない、その結果を「文化立県の実現に向けて」としてとりまとめた。この提言については、私自身起草委員のひとりとして文章のとりまとめにあたつた。この提言では冒頭提言の趣旨について

「近年、久しく続いた経済の右肩上がりの発展に陰りが生じ、人間性の疎外がいわれ、環境の問題も世界政治の場で取り上げられることとなつた。今「豊かさ」ということについて、根本的な発想の転換が求められている。」

と述べている。こうした状況を踏まえ、懇話会では二十一世紀の文化立県の実現にあたつて、踏まえるべき基本的な理念と目標を七つのキーワードとして提示することとなつた。そして①自然、②継承、③多元性、④進取、⑤ステージ創り、⑥文化する、⑦彩り・薰りの七つの言葉が提示された。二十一世紀の「文化」創造にむけての提言のキーワードの冒頭に①自然、②継承という言葉が並んだのである。このうち①の「自然」という言葉については「21世紀の大分の町と村。その、未来社会のイメージ。そこでも瀬戸内の海は紺碧に輝き、豊の国の山々は神々の靈を宿して峯を連ね、森の深い緑を縫つてふるさとの川は悠久と流れる。豊の国の豊かな美しい自然と風土、それこそ「文化」を育む悠久の土壤、本源の舞台、そこには人間の創造

力や感性を育む、多元的な呼びかけが満ち満ちている。21世紀の文化も、そういうふるさとの自然の中で育みたい。」とある。

さらに⑦の「彩り・薰り」には「耕す・造る・交易する。さまざまな生業の営み。その営みの鼓動やリズムそのものの中で、常に文化する心が意識されて表現されている。働くとき、休息するとき、そして遊ぶとき、その日々の営みが、そのまま文化の営みと思われる。そういう日々を送りたい。集落や町並み、学校や工場など、生活の営みの時間と空間のすみずみにへ文化▽の装いがあり彩りがあり薰りがあると感じられる、そういう故郷をつくりたい。」とある。

提言は、さらに「文化が豊かである」とはどういうことであろうかと問いかけている。そこでは「まず、そこには美しい自然があり、人と自然とが交響し呼び掛けあいながら共生している。そこに住む人々の暮らしの習慣や行事、そのマチやムラの風景に、積み上げられた歴史の年輪が刻まれている。そのような自然と歴史の悠久の営みが、しっかりと受け継がれ大切にされている、その上に新しい年輪を刻もうという進取の心が躍動している。マチやムラの内外では、人々の知性や感性を磨き育むさまざまな創造的活動があり、それを楽しむ日々がある。そのためのステージがハードにソフトに、しっかりと整えられている。」とある。そしてさらに「人々が耕し造り交易する、そのさまざまな生業の営みそのものの中に、常にへ文化する▽心が意識されて表現されている。集落や町並み、学校や工場の佇まい、人々の日々の暮らし、遊びやスポーツなどの時間と空間のすみずみにへ文化▽の装いがあり、彩りがあり、薰りがあると感じられる。そういうところにへ豊かな文化▽があると感じたい。」としている。

委員たちは、この提言によって、いうところの「文化行政」の現場にたいし、時代潮流の変化と、それにともなう発想の転換の必要を執拗に語りかけたのである。その後の大分県行政の場で、右の理念が十分に実現されているとは言いたいが、少なくとも理念の位相であっても、こうした「文化」観が、地方自治体の公的ビジョンの中でもうたわれたということは、やはり時代の状況を反映したものといえよう。

文化財保護の転換：延べたような九〇年代後半に起きた社会の状況の変化は、文化財の保護活用の視点にも大きな変化をもたらした。まず地方の都市の周辺では、史跡の保存整備、伝統的建造物群の保護活用にあたって、これまで、とかくハード面の整備や施設建設に傾きがちだったことへの反省から、特にソフト面の活動や事業の重要性が認識されはじめた。変化は保護行政に先行して、地域の人々の取組みの中で起動したようである。町並み保存の取組みも多くの地域づくりの中ですすめられた。こうした動きを受けて、各自治体でも伝統的都市景観とそこに根ざした商業活動等を、それごととりこんで町づくりを進める傾向が顕著になった。そこでは、町並みなどの歴史的文化遺産は都市計画の基本的財産、その骨格として位置付けられつつある。日田市や臼杵市のまちづくりさらには豊後高田市の「昭和の町づくり」の取組みなどは、まさにその典型であって、そこでは行政、企業、市民一帯となって「歴史と文教の町」の建設がすすめられているのである。それはある意味で、文化財保護法の伝統的建造物群制度（重伝建）の枠組みを越えてすすめられつつあった。こうした取組みの中で日田市の豆田地区は昨年秋「重要伝統的建造物群保存地区」に選択された。

豆田地区の「重伝建」選定は県下ではじめてのものであり、その意義は大きいが「重伝建」そのものは、前述のように一九七五年の文化財保護法改正時に新設された制度である。そこに七〇年代のあのすさまじい「開発」への歯止めとしての集落町並み保存の強い覚悟が色濃く表出来ているのは当然としても、伝統的景観そのものを地域づくりや自治体の都市計画の骨格に見えるというような今日の状況は、必ずしも予想されていなかったようである。豆田地区の選定が今後一定の成果を見るためには、「重伝建」制度の理念と規定を尊重しつつ、地域の住民の理解と協力を得ることが前提となるが、一方で「伝統的建造物群」の制度と運用についての、あらたな発想が求められる事になるだろう。ここでは豆田の重伝建地区を中心としたとして整備しつつ、その周辺に散在する歴史遺産を、広くゆるく包括した姿での「伝統的建造物群」の制度の運用をはかる。こうした考え方も、二十一世紀の「伝統的建造物群」の制度の発展的なありかたとして、検討されるべき時にきているといえよう。

九〇年代後半の変化は当然のことながら農村部でも起こっている。今、急速に消滅しつつある〈棚田〉について、その存在理由をへ文化としての環境の問題として、しっかりとらえ直そうという取組みが各地で成果をあげている。すでに長野県では棚田が文化財保護法の「名勝」として保護され、その保護を前提とする圃場整備事業が採用された。

そうした中、二〇〇〇年になって、大分県国東半島の田染地区小崎では、地域住民が、久しく待望していた圃場整備の導入を断念し、現状の村落景観を基本的に残すという方向で地域づくりをすすめる道を選択した。そしてそのために農水省の「田園空間博物館構想」という事業が投入されることになった。

田染地区はいうまでもなく宇佐神宮の根本神領の故地である。周知のように、ここでは県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館（現県立歴史博物館）による莊園村落調査が行なわれ、中世莊園の景観の残る貴重な文化遺産であることが明らかにされた。その後その成果をふまえて、この地区を「史跡」として指定する方向で、関係者の協議が重ねられていた。しかし圃場整備を望む地元の要望と、現に耕作されている村落を指定することの困難などもあって、協議は難航していた。そうした中で田園空間博物館構想事業の導入が提起されたのである。それまでの保存か開発かを論議する協議の中では、里道一本、田圃の畦道一本のレベルで指定地案の線引きの協議が行われていた。そうした中での突然の方向転換であった。協議の末席にいた私は驚愕した。きびしい線引き案を論議している中で、気づいてみると地域の住民と農政部局がいつのまにか、私たちの「前」ではなく背後に、あるいはすぐ傍らに立っている、そういう驚きさえ覚えたものであった。ここに見られた農政サイドの基本的な姿勢の変化のよってくるところは、直後の二〇〇一年六月に行なわれた「土地改良法」の改正で納得されるところがあった。  
そこでは農業基盤整備事業の基本原則として「環境との調和」が盛り込まれ、また農地が持つ国土保全上の役割と、地域の文化継承に果たす役割がうたわれていた。

どいを覚えることがあった。田園空間博物館事業に取り組む側からは、文化財保護サイドにおいて当該地区が伝統的農村景観として持つ歴史的・文化的価値の認知をしてほしいと求められていた。その歴史的な価値の認知こそが、この事業の採択にむけて何よりの後押しとなるからである。言つてみれば、ここでは農水サイドの事業に文化財行政からの支援が求められていたのである。

しかし現行の文化財保護法では、これまで取り組んできたように「史跡」とか「名勝」というような指定方式しか対応方法がなく、これでは、包括的に伝統的農村景観を保護・活用する上で、かえって事業をやりにくくするという側面があった。いわゆる伝統的建造物群をもつとしても事は同じであった。ここでは、文化財保護法による「指定」等よりも、ある地域の歴史的景観の全体を、大きくソフトに包み込む文化財保護政策の確立が求められていると痛切に感じたのである。

こうした状況は文化庁でも認識しているようであった。一九九八年三月に同庁がまとめた「文化振興マスター・プランー文化立国実現に向けて」では、「文化財を取り巻く時代の変化に対応し、保護対象を拡大していくとともに、文化的・歴史的な景観・環境の保存と活用を図るため、従来の文化財保護の体系を見直し、新たな保護体系を検討していく」ことが提起された。さらに「人が自然と共に共生する中で生み出してきた文化的・歴史的な景観の保護、さらには、世界遺産におけるヘッファーバーン（緩衝地帯）への考え方方に見られるような、指定文化財とその周辺の環境あるいは関連する文化財との一体的な保護が求められている」とし、このため「歴史的文化環境の保護」という観点から、文化財保護法の改正も視野に入れつつ、これらの具体的な方策について検討を進めていく」としていた。こうした方取組みの結果が、このたびの改正文化財保護法の中での「重要文化的景観」の制度として結実したのである。

ところで、ここにいう「文化的景観」とは、その土地に住む人々が、田や畠、里山、漁場など、自らの生活や生業のあり方を土地に刻みつけることによって形づくられた「原風景」というべきものをさしている。文化庁の「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」（二〇〇三・六）によれば、農山村における「文化的景観」については、その特色として

農山漁村地域において ①伝統的産業や生活を基盤として形成されたもの。②地域の歴史や文化の特色を反映した極めて地域色が豊かなもの。③季節による耕作のサイクルに基づく変化など、ある一定の幅で常に変化しているもの。④土地を構成する様々な有形の諸要素のみならず、土地に対する人間の関わり方など無形の諸要素から成るもの。等々のことをあげている。そして、その景観の構成やひろがりは多様であり、人間が日常生活の中でそれらを視覚的に捉える範囲も様々であること。絶滅危惧種などの貴重生物種や多様な小動物の生息地ともなり、自然の生態系の維持において重要な役割を果たしている場合が多く、このことに十分配慮した保護の手法が必要であること。それ自体で学術上の高い価値を有するもののみならず、他の記念物等の周辺に展開し、一体の価値を有するものも多いことから、両者の一体的な保護の方策が必要であること等を指摘している。その上で、「文化的景観」の右の特色をふまえ、伝統文化の保護と農林水産業の振興との適切な調和、地域の住民をはじめ関係者間において保護に対する合意形成、景観そのものの変化に対する適切な制御等の対応が必要であるとしている。

かくて、このたび導入された「文化的景観」は、文化財保護法の規定する「文化財」としては、かつてない理念を踏まえたものといえるのである。

いうまでもなく、この「文化的景観」の制度はひとり文化財行政のみが突出して制定されたものではない。これより先平成十六年六月十一日に「景観法」が成立し同十八日公布されている。この法律は、政府における「観光立国行動計画」や国土交通省の「美しい国づくり政策大綱」の制定、地方公共団体からの基本法制制定の要望などを受け、景観に関する基本的かつ総合的な法律として成立したものである。

「景観法」といい文化財保護法の「文化的景観」というものが、現実にどのように運用され如何ような成果をあげるかは今後の課題である。ただ、いざれにせよ、制度としての「文化的景観」が対象とする「景観」とは、地域における人の生業の営みと自然のかかわりを、それごと包みこんだ、いわば生きた景観を指している。このような景観が文化財保護法の法的枠組みの中に、保護の対象として組み込まれたということは、画期的なことといわねばならない。述べてきたような九〇年代後半以

「文化・文化財」をとりまく根底からの状況の変化に、しっかりと対応した立法措置がとられたのである。文化財の保護にかかわる者にとっても、あらたな地平が見えてきたのは確かである。

## 今後の展望

以上、文化財保護法の改正の節目を視野におきつつ、近年の文化財保護の置かれた状況について俯瞰してみた。述べてきたように、とりわけ一九九〇年代後半以降、状況は大きく変化している。そうした中で文化財保護にかかる者たちにも、発想の転換が求められていることは明らかである。ただ近年私がかかわった文化財保護・活用の現場において感じる限り、文化財関係者においては、そうした発想の転換はまだ十分にはなされていないよう思われる。

先年大きな問題となつた大分市中安遺跡（推定海部郡衙跡）の保存問題に象徴されるように、近年も開発と保護をめぐるきびしい協議や論議は繰り返されている。そうした中で、不幸にして破壊された遺跡も少なくない。そこでは七〇年代以来の開発対保護の原理的対立がくりかえされているように見える。しかし、九〇年代以後の全社会的な状況の変化の中で、市や県の開発部局とその担当者たちの文化や文化遺産の重要性に対する意識や感性は変化しており、文化財行政からの要請を受け入れて、自己の工事計画に織り込む技術的・財政的体力も飛躍的に向上しているなどと思うのである。にもかかわらず、文化財保護部局の方に、いわば原理的な開発と保護の対立の時代の意識が残像としてのこり、開発の圧力の絶対性をいう人々が多くいたようだ。そこには長い間、開発と対決し続け、そのことによって自己の位置を築いてきた者の、半ば体温のような感性があつたように思う。

同じようなことは田染地区での耕地景観保存の取組みの中でも感じることがあった。ここでの協議の当初の構図は、圃場整備を熱望する地元農民とそれを推進しようとする農政部局（対）伝統的村落景観の保存を望む文化財保護部局の対立というものであった。しかしその九〇年代に入ってからは、前述のようにその構図は根底のところで変わっていた。地元の農民は圃場整備

への過度の期待を払拭して、伝統的村落景観を継承しつつムラの維持をはからうと模索しはじめていたし、農政サイドもこれを事業として支援しようとする新しい農政プランをもっていた。そうした中で、むしろ文化財部局の担当者の方が、いわば古典的な開発対保護の構図の中にとどまっており、結果として、その保護の実現にむけて悲観的姿勢に終始することがあったのである。

ここで田染地区での成り行きを見ていて、私自身痛切に感じたことがある。このように、現存する伝統的農村景観そのものが文化遺産として保護されるということになると、文化財保護行政は、これまで全く未経験の新しいステージに立たざるを得なくなる。これまでの文化財保護が、総体として「開発」との戦いとして取り組まれたのに対し、棚田の保存に象徴される農村景観の保存は、過疎化とともに農村の荒廃との戦いである。開発のベクトルとしていえば、明らかにマイナス方向の世界での保護行政なのだ。そこでは如何なる歴史的景観の保護も、その地での農業そのものの存続なしにはなしえない。文化財保護も地域での農業の支援という一面が不可避的に生じてくるのだ。当然のことながら、ここでは、文化財保護の関係者にも、従来にまして地域住民や関係部局との総合的な協力と連携が求められる。「開発」対「保護」という古典的対決の構図だけでは、もはや何も解決しないのである。

その意味では、国東半島を中心に二〇年余にわたって進められている県立歴史博物館の「莊園村落詳細分布調査」にも、新しい発想の取り込みが必要であろう。この調査が、これまで地域の伝統的景観の保存への意識の高まりに、大きく寄与してきたのはいうまでもないが、少なくとも我々が永年望んできて伝統的耕地景観の保全に、地域の人々が文字通り生活をかけて取り組みはじめたとき、こうした調査が、その状況を視野にいれず傍観者の位置に終始してならないことは確かなはずである。この調査の目的や方法の中にも、今おこりつつある状況の変化がおりこまれ、新しい形で地域の動きにコミットした調査の展開が求められているにちがいない。

——もなみに別府大学では文化財学科の一環境歴史学・民俗学実習一をとおして、この事業に積極的に参加している。この実習

で学生たちは、合宿形式で田植えや稲刈りに参加しているが、それは、ただ体験学習・ボランティア活動にとどまるものではない。そこには日本の伝統農業の歴史と、それが直面する現実の諸問題を学ぶという課題が組み込まれている。履修生たちは、この実習によって、「地域」に生きる人間として不可欠の感性と知識、そして技術を学ぶ。一方、こうした活動によって、この授業は、地域の自治体・住民が進めていた自然環境、文化遺産、伝統産業を活かした地域づくり、人づくりに連帯する。参加した学生の多くは、学生生活の最も印象に残る体験だったと述べている。

このほか県内各自治体の取り組んでいる史跡整備等の取組みの中でも、また違った意味で保護行政の担当者の、ある種の固定観念に出会うことあった。述べてきたように八〇年代をピークにすすめられた史跡の保護活用の事業は、その多くがテーマパークの文化版ともいうべき造園的公園整備と保護公開施設をもつものであった。そしてその多くが、完成し発足するとまもなくその管理と運営維持に苦しみ、利用者の数に一喜一憂しなければならないということが繰り返された。まずモノができるから管理と活用が問題となる。そういう取組みが繰り返されたのである。それらは多くの場合、同時進行したリゾート施設やテーマパークと同じ運命を背負うよう見えたのであった。しかし時代は変わったではないか。

今大分県下ですすめられようとしている取組み、大分市の大友関係遺跡、日田市の咸宜園跡、中津城跡、これらにおいて、どういう園地を整備し施設をつくるか、それは当面する大きな課題であるにはちがいない。ただ、こうした面でいえば、かつての八〇年代のような潤沢な予算は見こめず、よってかつてのような大規模な施設や園地の整備ができる可能性も少ないだろう。しかしここにも共通しているのは、これらの企画と取組みの現場に、熟達した多くの文化財専門職員があり、歴史と文化への高い関心の中で、町づくりに取り組んでいる行政担当者や地域住民の分厚い層があることである。要するに予算などでは图れない人的資源が豊富にあるのだ。(大友遺跡の現場では常に二〇人をこえる専門職員たちが調査にかかわっている)。そして、この人的資源の分厚い存在こそが、これまでの文化財行政の歩みが残した最大の資産であるはずなのだ。問題は、そうした史跡や遺跡において、どういうスタッフが何をするかである。施設の整備は、まずは、こうした活動の場として必要な最小

の整備で出発して、いつこうにさしつかえないのではないか。そこで地域住民と連携した活発で持続的な活動の結果として、その長い蓄積の結果として、より整備された施設の必要が内外から提起される。そういう取組みこそが今もとめられているのではないか。

加えて、こうした場所で行なわれるべき、地域住民への情報提供や公開の手段にしても、かつてのような展示室や資料室のイメージとらわれる必要はないはずである。むしろこういうところにこそ、今日の映像や文字情報伝達の技術が自在に取り込まれてしかるべきであろう。そうすることによって、遺跡の復元イメージの展示ひとつにしても、瑣末な復元建物やジオラマより、はるかに狭隘な空間で、はるかに豊で科学的イメージの提供が可能となるはずである。

私は日田の咸宜園の整備委員会に参加しているが、ここでは咸宜園のかつての姿を復元した状況での史跡整備の構想が論議されている。そこで私は、まず何より、この咸宜園の故地で、ほかならぬ広瀬淡窓の精神を継承した「塾」を再興し、淡窓学、歴史学、地域づくりなどについて学び教える場をつくることが必要であると提言している。そのためには、必要なうえハーブ建築でもいいから現地に仮設する。そこで、上記の活動をしっかりと行なう中で、必要な整備は順次すすめられることになるはずである。ここで何より重要なのは、この「塾」がほかならぬ咸宜園の敷地内に置かれることである。この歴史ある咸宜園の現地で、かつての淡窓を慕つて參集した多くの塾生たちの苦学をしのびながら、郷土の先人と歴史についてまなび、これから現地づくりの方途に思いをいたす。そこで得られるものは計り知れないと思う。そしてまずそのことこそが、咸宜園という史跡の保存継承となるのだと思う。

### 参考文献

- ① 推名慎太郎「精説 文化財保護法」(新日本法規・一九七七)

- ② 「二十一世紀豊の国文化創造懇話会」「二十一世紀豊の国文化創造懇話会・第二専門部会報告書」(大分県教育委員会・一九八〇)

③ 同右「21世紀を展望した新しい豊の國文化創造への提言」（一九八六）

④ 披稿「埋蔵文化財保護行政と保存運動」（『おおいた考古』5・一九九二）

⑤ 文化立県「二十世紀ビジョン策定懇話会「文化立県の実現に向けて」（一九九九）

⑥ 「大分県の歴史」（一九九七・山川出版社）

⑦ 大分県「豊の國文化立県21ビジョン」（一九九九）

⑧ 網野善彦・後藤宗俊・飯沼賢司「ヒトと環境と文化遺産」（一〇〇〇・山川出版社）

⑨ 中村賢一郎編「大分県日田盆地における開発史的総合研究」（一〇〇一）

⑩ 文化庁「文化芸術の振興に関する基本的な方針・平成十四年十二月十日 閲議決定」（一〇〇一）

⑪ 披稿「日本における文化遺産の保護と文化財学の構築」（21世紀韓日文化財研究の課題）韓国国立伝統文化学校・一〇〇三）

⑫ 日田市教育委員会「日田豆田町」（日田市豆田町伝統的建造物群保存対策調査報告）・一〇〇四）

⑬ 棚野良明「景観法について」（「文化的景観の意義—その保全・管理・今後の課題」東京文化財研究所国際文化財保存修復センター・一〇〇四）

○四）  
⑭ 文化庁「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」（一〇〇二）、本中真「文化財保護法における“文化的景観”導入の意味と今後の展望」（いずれも前掲⑬文献）

⑮ 飯沼賢司「環境歴史学とは何か」（一〇〇四・山川出版社）

（大分市富士見が丘西一丁目十一番三号）